

令和 7 年 7 月 25 日

大阪市長 横山 英幸 様

一 般 社 団 法 人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 上田 幸生

令和 8 年度 制度・政策及び予算要望について

日頃より、大阪市老人福祉施設連盟並びに加盟施設の運営について多大なご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当連盟はこれまで貴市と協力し、高齢者福祉や地域福祉の推進に向け、積極的に活動して参りましたが、高齢単身者の増加、町会や老人会への加入率の低下、今年行われる民生委員の一斉改選にあたってなり手不足、永住する外国人の急激な増加等があり、どのように地域福祉の推進を図っていけばいいのか苦慮しています。

また、施設運営においては光熱水費をはじめとする諸物価の値上げによる経営環境の悪化や人材確保が全くと言っていいように出来なくなっており、最終的にそのしわ寄せは市民にいくのではと非常に危惧しているところです。

このような状況を少しでも打開するためにも、令和 8 年度制度・政策及び予算について次の通り要望いたします。

その実現にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

1.制度・政策の構築における協議について

(1)市の制度・政策の構築にあたっては、当連盟と事前に十分な協議を行った上、進めて頂きたい。そのためには課題の共有化、対応策の検討のための、近頃開催されていない「地域生活の在り方検討会」を開催していただきたい。

2.施設整備等について

(1)特養の待機者が減少しており新設整備より老朽化した施設の再整備を優先していただきたい。その際法人のみで代替地の確保は難しく、どのようにしていけばいいのか協議を進めて頂きたい。

(2)昨年度より貴市単位にて大規模修繕の補修費制度を開始して頂いたが、今後も継続と対象施設の拡大、中規模修繕の補修費についても検討して頂きたい。

(3)本市が日本で一番介護保険料が高いと言われる中で、サ高住、有料老人ホーム、さらにはデイサービス等の在宅介護サービス等において議論の上、数量規制を行って頂きたい。

3.人材確保について

(1) ケアマネジャー、社会福祉士、介護福祉士、その他福祉・介護人材の確保が年々困難となっており、深刻な課題となっています。今年度はモデル区（西成区）において、「福祉のしごと発見フェア」などの先行的な取組を実施いたしますが、今後は他の方策も含めて、引き続き一緒に検討・展開を進めていただきたい。あわせて、本フェアについては、大阪市には共催という形でご支援を賜りたい。

(2) 市老連では今年度、介護職の魅力を広く発信する新たな取り組みとして、「人生のランウェイ」事業を企画しております。本事業は、大阪府が実施している「みおつくし福祉・介護の仕事きらめき大賞」の実践版と位置づけており、今後は若年層にも対象を広げ、介護人材の確保・育成につなげてまいります。つきましては、大阪市と連携し、仕組みづくりに向けた協議の場を設けていただきますようお願い申し上げます。

(3)人材確保のための高額な紹介料が経営を圧迫している。紹介業者に頼らない仕組みづくりと一緒に構築してほしい。

4.物価高騰ならびに経営支援について

(1)昨年に引き続き、経済的な支援をお願いしたい。

5.カスタマーハラスメントについて

(1)ぜひ条例化をお願いしたい。

6.地域包括支援センター・ブランチ

(1)3 職種の確保がきわめて難しく施設職員と同等な処遇改善制度を導入いただきたい。

(2)行政と連携を取る場合、区ごとに対応が違ったり区役所の縦割りの中で地域包括センターの位置づけ・役割が理解されていないことがある。区役所内で包括の役割を周知していただきたい。

7.養護委員会

(1)養護老人ホームの役割を広く周知し、措置区やケースワーカーとの連携を強化するため、大

阪市との意見交換会・勉強会の開催をしていただきたい。

(2) 制度の理解不足から本来の対象者が他施設に誘導される事例も多く、措置制度の適正な活用が進んでいない。生活困窮高齢者の実態把握を強化し、可能な限り大阪市内での措置（大阪ファースト）の徹底いただきたい。

8. 監査等について

(1) 監査については対話重視でまた担当者により、監査・指導が違うため、基準を明確にして頂きたい。又、書類の簡単化や丁寧な事前説明をお願いしたい。

9. 国への要望について

(1) 介護報酬の改定について、毎年物価上昇にスライドしたものになるように国に働きかけてほしい。又、貴市独自の支援案についても検討して頂きたい。

(2) グループホームでは、福祉用具のレンタル制度が適用されないため、柔軟な対応をご検討いただくとともに、国に対しても制度の見直しを要望いただきたい。

10. その他

(1) 2024 年の介護報酬改定で新設された加算『認知症チームケア推進加算』の算定要件として修了が必要な研修として、市老連版の認知症介護実践リーダー研修を対象としていただきたい。また、2021 年4月から義務化されている『認知症介護基礎研修』について市老連が実施している認知症介護新人研修会を対象としていただきたい。